

第6回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年11月29日(月)

委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(13時08分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金の設置について
 - (2) 住民生活課所管
 - ①幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - (3) 保健福祉課所管
 - ①新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について
 - ②こぞくら荘支援事業にかかる運営費補助等の変更について
 - ③令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(仮称)について
 - ④介護保険事業の複数年にわたる未処理事務事案について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(15時45分)

○出席委員(6名)

委員 長	3番	斎 賀 弘 孝
副委員 長	2番	佐 藤 忠 志
委 員	1番	高 橋 秀 明
委 員	5番	無量谷 隆
委 員	7番	西 澤 裕 之
委 員	8番	高 橋 秀 之

○欠席委員(1名)

委 員	4番	植 村 敦
-----	----	-------

○出席説明員

町 長	野々村 仁
副 町 長	岩 川 実 樹
総務財政課課長	藤 井 和 之
住民生活課長	古 草 勝
保健福祉課長	村 上 貴 紀
財政G主幹	渡 邊 智 民
税 務 係 長	村 元 夏 輝

○議会事務局出席者

事 務 局 長	早 坂 敦
事 務 局 主 事	満 保 希 来

齋賀委員長

それではただいまより、令和3年第6回まちづくり常任委員会を開会したいと思います。
突然ですけど、すいません。開会に先立ちまして、町長よりご挨拶をいただきたいと思
います。

野々村町長

第6回のまちづくり常任委員会の開催にあたり、定例会前の常任委員会ということで、そ
れぞれ所管の担当課の方から3件ほどの案件を今日、ご説明をいたしたいと思いま
す。

それぞれ皆様方の忌憚のないご意見等いただきながら、定例会に向けていきたいと思いま
すので、よろしくお願いいたしたいと思います。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは早速、調査事項に入りたいと思います。

本日の調査事項は、総務財政課所管、住民生活課所管、保健福祉課所管。この順番に沿っ
て行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最初に、総務財政課所管、国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金の設
置について。これについて説明を求めたいと思います。

渡邊財政G主幹

国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金の設置について、説明いたします。

まず1点目の国鉄羽幌路線代替輸送確保基金についてですが、国鉄羽幌線の廃止により、
昭和61年度に国鉄清算事業団から特定地方交通線転換交付金として1億1,579万円が
交付され、国鉄羽幌路線代替輸送確保基金に積立っています。

昭和62年度から令和3年度までの35年間に渡り、主に生活交通路線維持費として、バ
ス事業者への支援を実施してきました。

1の①の表をご覧ください。

表の左上、昭和61年度に1億1,579万円を基金に積立て、昭和62年度から、年間
数百万円程度を取崩しながら運用してきましたが、令和3年度に716万5千円を一般会計
に繰り入れる予定でありますので、令和3年度末に基金の現在高がゼロになる見込みとなっ
ております。

次に、2点目の基金名は仮称ですけれども、地域公共交通活性化基金の設置についてです
が、先に説明しましたとおり、令和3年度に国鉄羽幌路線代替輸送確保基金の現在高は0円
になりますが、今後も地域公共交通対策として、バスやJRなどに対する支援を継続して実
施していく必要があると考えております。

2の①の表をご覧ください。

こちらは、近年の公共交通対策に要する経費の実績をまとめております。

表の右から2列目が令和2年度の決算で、バス事業者への支援等により1,305万1千
円。令和3年度については、現行予算ベースですが2,724万3千円の予算を計上して
おります。

次に、下の②の表では、令和4年度以降の10年間について、公共交通対策に要する経費
を推計しています。

年間2千万円から3千万円程度の所要額が見込まれ、今後10年間で2億6,600万円程度の予算が必要になることが予測されます。

このことから、令和3年12月議会定例会において、今後の公共交通対策に要する経費に備えて、新たに地域公共交通活性化基金を設置しようとするものです。

なお、国鉄羽幌線代替輸送確保基金については、令和3年度末で廃止いたします。

以上で、国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金設置についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、質疑応答を行いたいと思います。

本日の委員の出席状況ですが、定員8名のところ1名欠員、1名欠席で、6人出席で行います。

質問意見のある方は、挙手をして、指名を受けてから発言してください。

(一同無言)

委員の皆さんありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金の設置についてはこれで閉じたいと思います。またよろしくお願いします。

藤井総務財政課長

今の議会にあげる基金の条例改正については12月の議会で提案理由をさせていただきますということでご説明をしました。そのあとに予算化については、3月の議会で、それらに関する予算を計上していくという流れでは、全体的な考え方を今、渡邊主幹のほうからまた説明します。

渡邊財政G主幹

では、今後のちょっとスケジュールについてですけども。今、藤井課長からありましたとおり12月議会にこの基金の設置条例を議案として提出しまして、予算については、3月の補正予算で、その積立金を補正予算として計上しようと考えております。

既存の基金、財政調整基金とか減債基金とかあるんですけども、そちらの現在高を新しい基金のほうに移すっていうことはちょっと出来ないものですから、新たに3月補正で、この基金に幾らというような積立金を3月補正で予算計上するということを考えております。

無量谷委員

①の公共交通対策による経費っていう感じでね、あるんですけど。沿岸バス支援ということで、令和3年度の見たら、結構毎年のようにずっと値上がりっていうか、支払いしてるんですけども。1,100万かな、令和3年度あるんですけど。これ毎年こう値段上がってるのは何か支援の増える要素っていうのはあるの。それともまた、これ新たな支援策を毎年繰り返したのかな。その辺聞きたいんですけども。

渡邊財政G主幹

今のご質問ですけども、2の①の表の中で、平成27年度からという実績のところ沿岸バスの支援ということで、27年度から546万7千円から、徐々に増えていってるということなんですけども、この要因についてはですね、最近新型コロナウイルス感染症の影響に

よって、沿岸バスの収支が悪くなっているというふうに聞いておりますので、そちらのほうで補助金の額も年々増えてきまして、令和2年度は900万。今年度は1,200万弱というような、今の予算額になっております。

無量谷委員

そうすると、運行するための経費で、新型コロナウイルス感染症で人乗らなくても運行するための経費って考えていいのかな。1人あたりの乗っての経費じゃなくて。

藤井総務財政課長

沿岸バスの収支の関係については、それぞれ営業キロと、今、無量谷委員がおっしゃっているとおり、1人あたりの単価だとか、そういうものを全部沿線自治体で案分して割ってるんですね。沿線自治体には、増毛町から豊富町まで運行経路があるので、そこで割ってます。それで案分して、幌延町は幾らですよということを示されたものが、こういうふうに徐々に、経営の悪化とかに含めて、金額が増加しているということになってます。

また今、平成27年っていう基準申し上げましたけども、その前にも若干高い年度があるんですけども。そういうときは例えば、国鉄羽幌線の代替運行として使う車両。例えばバスを購入したときとか、そういう年度については、金額が増減したりしている傾向がございます。

齋賀委員長

では、ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、国鉄羽幌線代替輸送確保基金の廃止と新たな基金の設置についてこれで閉じたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは続きまして調査事項2、住民生活課所管であります、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてです。

よろしく、説明をお願いします。

古草住民生活課長

それでは、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

この度、旧過疎法である、過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日をもって失効したことに伴い、本町において制定しておりました、特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例も併せて失効となっておりますが、同日、新過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、新たに幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を制定するにあたり、本条例の概要について説明させていただきます。

資料といたしまして、1つ目に条例の概要、2つ目に条例案、3つ目に旧条例との対照表をご用意させていただいておりますので、ご確認願います。

それでは資料の1つ目の概要と、2つ目の条例案を併せてご覧ください。

本条例の趣旨としまして、条例案の第1条の内容となりますが、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業など特定の業種に係る設備の取得等をした場合の固定資産税の課税免除について必要な事項を定めております。

次に、資料の中段左側に記載しております課税免除の範囲としまして、条例案の第2条の内容になりますが、課税免除の対象資産は家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地であり、土地については、取得後1年以内に家屋建設の着工が条件となっております。

対象の地区は、市町村計画に記載されている幌延町全域としております。

対象の業種は、同じく市町村計画に記載されている製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業としており、旧条例と比較し、情報サービス業等が追加となっております。

対象の資産は、本年4月1日から取得したものを対象としており、課税免除の期間は、課税初年度から3ヵ年度としております。

次に、資料の中段右側に記載しております設備の主な要件ですが、こちらは規則において制定することを考えておりまして、青色申告をしている個人または法人であること。特別償却の適用を受けることができる設備の取得等であること。それから、下の表に記載しておりますとおり、製造業及び旅館業につきましては、資本金等の規模に応じた設備投資額であることが要件となっており、5千万円以下の場合は500万以上、5千万円を超え1億円以下の場合は1千万円以上、1億円を超える場合は2千万円以上。農林水産物等販売業及び情報サービス業等につきましては、資本金等の規模に関わらず500万円以上の設備投資額であることが要件となっております。

次に2つ目の資料の条例案をご覧ください。

第3条では、課税免除の申請について。第4条では不正、違反、町税を滞納したときや、町長が特に不相当と認めた場合に免除を取り消すことができるよう、課税免除の取消しに関する規定、その他必要な事項は規則に委任する旨を、第5条に規定することを盛り込むことで考えております。

なお、附則において、本条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する施行期日に関する事。幌延町税条例等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の別表2に、旧条例であった、特定事業表設備新設等地域活性化に関する条例の文言があるため、新条例となる幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う、固定資産税の課税免除に関する条例へ改める改正としております。

以上、簡単ではありますが、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の概要説明を終わらせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員皆さんから意見等を伺いたいと思います。挙手をして、指名を受けてから発言をお願いします。

(一同無言)

ありませんか。ないですか。

(「ありません」の声あり)

では、以上をもちまして、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、これで閉じたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは続きまして、保健福祉課所管、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、説明のほうに入らせていただきたいと思います。本町における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況につきましては、12歳以上の1回目及び2回目の接種完了日の目途が立ったことということで、9月3日の開催のまちづくり常任委員会において、その概要を報告させていただいておりますが、その後の状況と現在準備を進めております3回目接種の予定及び国において協議が進められております5歳から11歳の接種について、お手元にお配りさせていただいております資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

早速ですが、資料の1枚目をご覧ください。

本町に住所を有し、本町の接種会場で2回目の接種を完了した方は、接種対象者2,045名に対し1,811人で、接種率は88.56%となっておりますが、町外の接種会場で接種完了をしていることが確認出来ている町民の方が約50名いることから、全体の接種率は9割を超えている状況となっております。

今後の予定につきましては、本町に配分されたワクチンの使用期限が10月末日であったことから11月1日以降、新規12歳到達者や、新たに接種を希望する方には、稚内市の接種会場、医療機関で接種していただくことで、希望者には随時ご案内をしている状況でございます。

続いて3回目接種についてですが、資料の2枚目をご覧ください。

3回目接種の時期につきましては、原則2回目の接種から8ヵ月以上の間隔を空けることとされており、特殊事情がある地域に限り、事前に国と相談した上で、2回目の接種からの間隔を6ヵ月以上と短くできるとされております。

本町につきましては、現段階で特殊事情に該当する要因がありませんので、2回目接種から8ヵ月以上経過する時期に合わせて接種日を設定し、ご案内する予定で準備を進めているところでございます。

接種日時の設定につきましては、現在国保診療所長などと調整中であり、確定はしておりませんが、5月18日から20日に2回目接種を完了した医療従事者については、1月の下旬、6月3日から7月3日にかけて。2回目接種を完了している65歳以上高齢者や基礎疾患を有する方、福祉施設従事者については、2月中旬から3月上旬にかけて。7月30日以降に2回目接種を完了している64歳以下の一般の方につきましては4月以降の接種とする予定であります。

65歳以上、高齢者の接種が冬季間となることから、現在地区ごとで送迎車両を運行させるということを検討中でありまして、1回目、2回目の予約受け付けで、電話の繋がりにくさなどでの指摘もあったことから、3回目につきましては地区ごとで日時指定を、こちらのほうでさせていただきまして、どうしても都合が悪いという方のみ、連絡をいただく方法で、現在調整しようということ考えております。

個別の案内につきましては、接種券付きの予診票などを発行するためのシステム改修終了後、12月下旬から順次発送予定ではありますが、高齢者などへの発送につきましては、1月中旬以降となる見込みであります。

また、接種費用につきましては1、2回目同様に全額国費負担となり、接種に伴う自己負担はありません。

次に、5歳から11歳の接種についてですが、早ければ来年2月ごろから始まる可能性があるとして準備を進めるよう国から要請がなされております。

それ以上の情報につきましては、今現在ないということです。

参考までに本町の接種対象者、5歳から11歳の接種対象者につきましては、約140名となっております。

12歳以上の3回目接種と時期が重なってしまうことから、接種日の設定や予約受付時期などを調整し、受付のミスや、接種事故等が発生しないような形で細心の注意を払いながら、準備を今後進めていきたいというふうに考えております。

最後に、接種経費の予算についてですけれども、資料の3枚目をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の当初予算、現行予算、執行済額、決算見込額。こちらを表にまとめてありますが、2節給料から4節共済費までにつきましては、コロナワクチン接種業務に携わる保健福祉課配属の会計年度任用職員の給与など、事業予算から支出する予定で当初予定しておりましたが、コロナウイルスワクチン接種業務のために、新たに雇用した職員の経費のみが補助対象とされたことから、全額を減額することとしております。

また3回目接種及び5歳から11歳までの1回目、2回目の接種に必要な経費などを精査しまして、現行予算で不足する需用費、役務費、接種委託料及びシステム改修経費について、予算化が必要となりましたので、総額で577万6千円の増額補正を12月定例議会において、予算案を提出する予定でありますので、よろしくお願いたします。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等についての概要説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等についての皆さん委員の意見、質問を伺います。指名を受けてから、発言してください。

無量谷委員

割と幌延は接種率がいいんでないのかなって感じがするんですけども。100%いってない中で、ある程度1回、2回やらなかった方も今度は心変えてやりたいっていうのは、そういう対象は可能なのか可能でないのか。その辺ちょっと聞かせてください。

村上保健福祉課長

今現在につきましても、接種していない方が改めて接種したいという希望がありましたら、今現在も接種は可能ではありますけども、町内においてワクチンが今のところ確保出来てないということで、そういう方については、稚内市のほうでの接種ということでご案内をさせていただきます。諸手続きを踏んでいただいた上で、稚内市の医療機関で接種ということは可能であります。

齋賀委員長

よろしいですか。

(無量谷委員「はい」)

ほかに委員、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもちまして、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてはこれで閉じたいと思います。

またよろしく申し上げます。

それでは2つ目、ござくら荘支援事業にかかる運営費補助等の変更について。これについて説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

ござくら荘支援事業に係る運営費補助等の変更について、お手元に配付させていただいております資料を用いて説明をさせていただきたいと思います。

資料の1ページをお開き願います。

始めに、今年度のござくら荘が実施する各事業の稼働率についてですが、9月末現在の稼働率を元に見込んだ年間利用の稼働率は、特別養護老人ホームの入所で89.66%、当初計画比で約10%の減少。短期入所は、ロング利用の方の施設入所などで利用が激減している状況であることから年間31.95%、当初計画比で約20%の減少。通所介護では、前期の6ヵ月間の利用は、当初計画並みの利用となっているものの、例年冬季間の利用が数%落ち込むことから年間60.45%で、当初計画比約2%減少の見込みと報告を現在受けております。

2ページをお開き願います。

次に、職員の充足率についてでございますが、配置基準は国が定める最低基準であり、一般業務に加え、個別対応や通院介助などにも対応しながら、職員の休暇取得や職員に係る負担軽減などを加味した上で、運営上必要とする職員数。こちらにつきましては、当初予算積算人数ということになっております。

11月1日現在の職員数は、配置基準につきましては、ぎりぎり達成している状況ではありますが、当初予算積算人数比では、特に介護員と調理員が不足している状況であります。

介護員につきましては、募集を継続しているものの、長期間欠員が続いていることから、令和2年度から外国人介護福祉人材育成支援協議会に参加しまして、来年度から卒業生を受入れできる見込みとなっておりますので、徐々に改善されていることを期待しているところでございます。

しかしながら調理員につきましては、平成29年度以降1、2名の欠員が続いており、ハローワークや町内IP告知端末機を利用して、求人を継続してきておりますが、充足することなく、栄養士も調理に入りながら、食事提供を続けてきている状況で、デイサービスの祝日営業時には、食事提供体制が整わなく、対応が出来ない状況で午前で終了している状況となっております。

また、本年5月に1名が退職され、それ以降現在も3名体制が続いており、これ以上職員が欠けてしまいますと、食事提供が不可能になってしまう状況の中で、1名から体調不良による退職の希望の申出も出てきており、今後の調理員の確保の見込みもないということから、厨房業務を外部委託とさせてほしい旨、ござくら荘から相談があったところでございます。

3ページをお開き願います。

施設での食事提供食数につきましては、最大で朝食で48食、昼食74食、夕食で51食という形になっており、この食事を提供するための厨房業務を外部委託した際のメリットといたしましては、職員の確保が受託者で行うことになること。その職員につきましては、地元での採用が基本とはなりますけれども、不測の場合につきましては、本部などからの派遣による対応となるため、職員の欠員が原因で食事提供が出来なくなるなどの心配がなくなり、安定的な食事提供が可能となること。職員不足による、職員のストレスが軽減されること。また別途料金が必要となりますけれども、災害時の救急時の支援や対応を受けることが可能となることなどが挙げられます。

そのほかに、祝日のデイサービスにおいて食事提供が可能となりますので、祝日の午後もサービス提供ができるようになることから、利用者にとっても大きなメリットであるというふうに考えております。

デメリットにつきましては、経費面の増加が主なものとなりますけれども、運営経費につきましては、年間で800万円程度の増加となるということで試算をしているほか、外部委託をするために必要最低限の厨房機器を追加導入する必要があり、こちらの経費につきましては280万円程度と試算をしております。

このように運営経費が増えてしまいますけれども、食事提供が出来なくなってしまうことは避けなければならないことなどから、法人においても収入増に繋がる稼働率を上げることや、経費削減に一層の努力をしてもらうこととし、外部委託することに同意したいというふうに考えております。

外部委託開始の時期につきましては、委託先の決定事務や機器導入等に2、3ヵ月の期間を要するということから来年の2月からを予定をしているところです。

4ページをお開き願います。

今年度のござくら荘運営収支につきましては、先にご説明いたしましたとおり、各種事業等の稼働率が減少しておりますことから、事業活動経費で約1,600万円の減収見込みで、事業活動支出では、給与表の見直しや職員の欠員により人件費で約990万円の減。重油単価の値上がりに伴い、事業費約240万円が増。2月から厨房業務を委託することでの委託等での経費で事務費約230万円の増。施設整備では、年度当初で予定しておりました施設内のLED電気設備工事費や福祉車両購入費の確定に伴い約670万円の減。厨房機器の追加導入で約280万円の増などで、決算見込みが当初予算と比較しまして約620万円の収支差額不足が見込まれることから、12月の定例議会においてござくら荘支援事業補助金での増額予算案を提出予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ござくら荘支援事業に係る運営費補助等の変更についての概要の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

わかりました。

では、委員皆さんのからの質問、意見等を伺いたいと思います。挙手をして、指名を受けてから発言をしてください。

無量谷委員

デメリットで800万ほどの外部委託費がかかるということなんですけれども、以前にもこれからずっと人材不足という形で続いて、何か端末には募集、募集っていう形で載ってい

るんですけども。この800万円をこれ追加して人件費に充てれば、ある程度これ外部委託しないで自前で出来たんじゃないのかなという感じはするんですけども。その辺の人件費がこざくらは安過ぎるのではないかなという感じはするんですけども。その辺の周りから見ても、やはり人材不足には、やっぱり料金が伴ってないのではないかなという感じがするんですけども。その辺のほかの町村との兼ね合いもあると思うんですけど、職員の待遇っていうか、幌延町は低くないのかなという感じがするんですけど、その辺は調べてませんか。

村上保健福祉課長

厨房職員の人件費等につきましては、他の施設と比較して極端に安いというようなことではないというふうに思っております。

委員のほうからおっしゃられました、この800万円の分を人件費に充てれば、職員確保出来たのではないかなというようにお話かとは思いますが、地方職員の給料を引き上げることに伴いまして、介護職員の給与とのバランスということもあろうかと思えます。そちらのほうも考えた時に、一体的に介護職、厨房職、事務職、全ての職員給与体系を水準を上げるということになりますと、これ以上の経費負担もしくは収支のマイナスが増えていくというようなこともありますので、厨房職員の調理員の給与を上げるというような選択はしなかったということでもあります。

無量谷委員

ある程度、介護職員は時間から時間かもしれないけど、調理師は早番遅番っていう形とってたと思うんですけども、その辺の手当の追加がなかったんじゃないかなって感じがして、やめる人も多くいるのかなって感じがしたんだけど、入れ代わり立ち代わり入ってくるのかなという感じがしました。

そういう中で、ある程度この外部委託するにあたっての厨房の機材の追加なんですけど、厨房がこういう機械入れると、今の厨房でも狭いんでないのかなと。そしてこれを機械入れるとなおさら狭くなっちゃうんじゃないかと。その辺の改造っていうか、そういうものを考えてのこの機械の導入なのか。その辺、狭いながらもこれやってくんですか。

村上保健福祉課長

この機材につきましては、現在の厨房の規模で可能な範囲ということでの導入ということになっております。

主には、食器洗浄機とスチームコンベクションオーブンではありますけれども、この食器洗浄機につきましては今現在、シンクが3層シンクを使っております。その3層シンクのスペースに食器洗浄機1台分と、2層のソイルドシンクを設置するということでの導入。また、スチームコンベクションオーブンにつきましては、現状の作業台のスペースの一部に配置が可能ということで、作業スペースとしては変わらないということでの確認を取った上での導入ということで、要求があった中での確認をしたというところでもあります。

無量谷委員

わかりました。

齋賀委員長

ほかに委員、ありませんか。

高橋秀之委員

こざくら、いつも俺、質問するんですけど。

年々年々これ、こざくらに対する補助金が増えてって、今度、厨房関係を外注ってこれまた800万。いつも聞いてんですけど、どういう対処でどういう指導しているんですかといつも同じで。今も経営っていうか、これを改善するためっていう説明した言葉っていうのは、前と同じで、全然経営の改善になってないと思うんですけど。

これ町って、補助金出すのはいいいんだかもしれないですけど、金額をもうちょっと抑えておかないと、いつまで経っても増えるばかりで、減る要素って1つもないじゃないですか、これ。こざくら自体の経営能力がないって思うしかないんですけど。その辺、町として補助金出すときに、その辺をもうちょっと強く言えないんですか。

村上保健福祉課長

経営能力っていう部分でいきますと、毎年ですね、決算予算の時期には状況等を確認し、話はさせていただいておりますけれども、今年度につきましても、人員の介護員の不足によって、年度当初満床40床、満度に受け入れることが職員配置上、困難であったということから、スタートが35人程度の入所でスタートしたということから、今年度の入所の収入稼働率も下がったということと、短期入所につきましても、近隣町村のほうからも、受入れをしながら実施はしておりますけれども、なかなか利用が伸びてこない中での、稼働率が伸びていかないということも含めて、努力はさせていただいているというふうに思っておりますし、支出のほうの削減につきましても、昨年度までコンサルにお願いして、給与体系等を見直しを行うということで、この4月から給与表の見直しを行って、給与の支出を抑えていくというような体系をとっていることから、あと数年、その給与の給与表の見直しに伴う、収支バランスの部分につきましても、数年間の状況を見なければ、なかなか判断がつかない状況ということもありますので、引き続きということで、同じ答弁だというふうな話でご指摘はありますけれども、もう数年ですね、その給与体系の見直しをした上でのバランスということも、見ていきたいなというふうには思っているところであります。

高橋秀之委員

良くはないんだけど、それしか答えられないんでないかなと思うんで、あれなんですけど。これ、要するに厨房の外部委託した場合に、運営費が800万円増加して、厨房も追加して直して280万で1,080万なんですけど。さっきの説明で、デイサービスなんか祝日の営業時には食事が提供出来ないために午前中で終了すると。外部委託すれば、夜まで多分、大丈夫じゃないかなと思うんですけど。そういう場合になった場合に、この単純に1,080万かかるんですけど、それを食事が提供できるようになれば、どのくらいの金額の格差が出てくるのかっていうのを計算してないですか。

村上保健福祉課長

あくまでも祝日の提供ということですので、年間でいきますと10数日間の1日利用平均が15名程度というふうに見込んだときにも、延べで150名程度の午後からの利用給付という形になります。

1日実施しているのと半日実施しているので、給付単位というところも、そんなに伸びはないというふうに感じておまして。ただ、こちらにつきましても、確かに収入も伸びますけれども、祝日実施するに当たっての利用者の生活リズム等も考えたときに、1日利用を出来るというところでのメリットが大きいというふうに考えているところでです。

高橋秀之委員

もう一つなんですけど、結局これ外部委託するってことは、職員募集をかけてもいなくて、要するに料理の提供が出来なくなると困るんで、先に手を打って、外部委託でどうですかって話なんですけど。今残ってるこの職員、調理に携わってる職員いますよね。そういう人方の処遇はどんなになるんですか。

村上保健福祉課長

今現在の厨房の職員につきましては、法人のほうからの報告では、外部委託となった際に、その委託先の職員として雇用されるというところでそれを希望する職員と、ござくら荘のほうに残りたいという職員とがいるということで聞いております。

ただ、3名のうち2名は外部委託先の職員として雇用をされた上で、ござくら荘の厨房業務に残りたいというような意思があるということで、報告を受けております。

西澤委員

今回の調査事項の題目がござくら荘支援事業に係る運営費補助等の変更についてというふうになっていて、中身は今議論されているところなんですけれども。この厨房設備費と今後、外部委託による運営経費の増加が大体800万円程度ということで、これを福祉会のほうは町に固定費として、この部分を持ってくれということで、この補助金の補助の変更についてということで、説明今されてるということで了解していいんでしょうか。そういう認識でいいんですか。

村上保健福祉課長

今現在、厨房業務につきましては、人件費等で運営費の補助の中で、不足分を町が補填する形をとってます。

その職員に係る人件費に係る分の支出がなくなって、外部委託する分の委託費が増えてくるという、ここについて運営費の中でやらせてほしいということで、相談がありました。

なので、今現在、当初予算で見えております運営費の中で、外部委託という経費も賄いたいというようなことで、その運営費補助がこの外部委託を認めることによって、運営費の不足分というんですか、赤字分が増加するということになることから、今回、事前に説明をさせていただいたということです。

西澤委員

承知いたしました。

福祉会のほうで外部委託先を選定、指定っていう話で、2月からということなので、ほぼ業者さんが決まってるのかなっていうふうに思っていたんですが、その辺の選定に係る情報提供等は、担当課として受けてるんでしょうか。

村上保健福祉課長

委託先につきましては、予算の根拠というものが、あくまでも町の補助が前提ということになりますので、法人としましても、町からの補助が得られなければ、外注も出来ないというようなことになろうかと思っておりますので、この12月議会の補正予算の議決後に、委託先の選定という形で進めるということで予定をしていると。なので、12月議会後にそれぞれの委託先の入札という形になろうかと思っております。

ただ、道内で実施している業者ですとか、近隣町村でもう既に外部委託している施設等も多々ありますので、そういうような情報も取り入れながら、入札参加業者を選定していきたいというふうなことで、法人のほうからは、今現在のお話としていただいております。

西澤委員

何でそう私はそういうふうにしたかいうと、厨房機器の追加導入を要するというので、こういう具体的に、こういうものが外部委託するときには必要なんだよということだったので、ある程度決まっていたのかなというふうに思っています。

これが外部委託する際の最低限こういうことが必要なんだよっていう、ただ、そこは法人と調べられたのかなというふうに思うので、それはそれで了解しました。

その職員の充足率という話があります。ここでまず当初、職員不足でっていう話があって、40床満床のところ35名利用っていうところがあったと思うんですけど、この設置基準は、当初からその時下回ってたのか、当初。そこを1回確認させてください。

村上保健福祉課長

配置基準につきましては、最低限の基準ということで、運営する上での必要な基準ということになってますので、4月当初においても、配置基準を下回っている時期っていうのはなかったというふうに思いますというか、なかったというふうに報告を受けております。

西澤委員

そこで、それは議員の中でもいろんな意見があると思うので、その職員のここの施設の給与体系なりっていうのは、それぞれ議員の意見があるかなというふうに思うんですけども。ただ、町がこの補助金を出している以上、この設置基準をどう見るかっていうところがあって、今現場としては、当初の積算人数で17.8で、実際11月1日時点13.5っていうところなんですけれども。他の介護士だったり生活相談員を見ても、当初から見ると現在少ないですけど、設置基準を下回ってるっていうことはないの、この辺を町としてはその法人から、当初の積算の人数は必要だ、現場としてはこれぐらい必要だっていう話の所なのかなというふうに思うんですけども、町として担当としては、その職員の数をどう見ているのかっていうのは、ちょっと聞かせてください。

村上保健福祉課長

職員の配置数につきましては、国が指定している最低基準の配置基準につきましては、この配置基準では、夜勤ですとか有給休暇ですとかっていうところを与えてというような、部分でシフトを組むことは明らかに難しいという状況であることは、確認をしております。

当初の積算の配置基準につきましては、こちらにつきましては、やはり個別な通院介助ですとか、年間どれぐらいの稚内市だとか近隣の市町村への通院介助ですとか、あとは町内の診療所に係る部分ですとか、あと個別の対応だとかっていうところで、含めて考えたときに、全て有給休暇を消化できる配置基準という形で、当初の積算人数は見ておりますので、この当初積算人数が全ていないと、運営が叶わないかと言われると、そうではないというふうには感じております。

ただ、現在の職員配置の基準の中で11月1日現在の職員数でいくと、シフトを組む上でぎりぎりのシフトも組んでますし、急遽の休みをとったときの配置ということになると時間外勤務というような、勤務を今現在も取らざるを得ない状況で、取っている状況であること

から、この当初予算積算人数までは必要はないかもしれませんが、現在、明らかに不足しているというのは感じているところです。

齋賀委員長

ほかに委員、意見ありませんか。

(一 同 無 言)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では以上をもって、こざくら荘支援事業に係る運営費補助等の変更については、閉じたいと思いますが、また情報提供等よろしくをお願いします。

続きまして3点目、令和3年度子育て世帯の臨時特別給付金についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

本年の11月19日に閣議決定されました、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとされた、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）について、ご手元に配付させていただいております資料を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料の1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、内閣府作成の資料ですが、本給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については子どもたちを支援し、その未来を開く観点から、児童を養育しているもののうち、一定以上の収入がある世帯を除き、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童に1人あたり10万円相当の給付を行うものです。

2ページをお開き願います。

具体的には、児童1人あたり5万円の現金を、中学生以下の子どもがいる世帯については、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で迅速に支給し、高校生のみ世帯につきましては、昨年度の給付同様に申請が必要となる見込みとなっています。

残りの5万円につきましては、来年春の卒業、入学、進学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子ども1人あたり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととされておりますけれども、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするとの記載もありますことから、議員の皆様方のご意見もお伺いしながら、協議していきたいというふうに考えております。

なお、資料下段の2、住民税非課税世帯等に対する臨時特別特例給付金（仮称）につきましても、このたびの国の経済対策の一つとされており、住民税非課税世帯に対しまして、プッシュ型で1世帯あたり10万円の現金給付をするものでありますけれども、こちらの担当につきましては、住民生活課となります。

子育て世帯への5万円の現金給付以外の詳細等につきましては、国から今現在示されておられませんので、給付の時期や予算規模等につきましては、今現在お示しが出来ない状況にあります。

現段階で判明しております子育て世帯への5万円の現金給付に係る支給の概要についてですけれども、3ページをお開き願います。

支給対象世帯につきましては230世帯。対象児童につきましては375名を予定しております。

支給の時期につきましては、必要経費を予算化した後、システム改修を行い、支給案内の通知、給付辞退の申出期間を一定程度設け、その後の支給となりますので、1月中の支給を目指すこととして現在準備を進めておりましたけれども、先週26日に政府が給付の財源の一部を本年度の予備費から支出することを決定しまして、申請不要のプッシュ型で給付する世帯につきましては、年内の給付を目指すこととされましたので、予算やシステム導入などを含めまして、年内給付が可能かどうかのスケジュールを考えていきたいというふうに思っております。

こちら準備をするために、給付の申請案内、給付案内等をするためのシステム導入につきましては、予備費対応をさせていただきまして、早い段階から準備を進めたいというふうに考えているところであります。

予算規模といたしましては、給付金等給付に係る事務、総額で1,976万2千円と試算をしております。このほかの子育て世帯に対する5万円のクーポンの給付ですとか、非課税世帯に対する10万円の現金給付につきましては、詳細が決まっていないことから、試算が出来ておりませんが、これらにつきましても、国で決定して以降、迅速な給付が求められるものというふうに考えておりますので、この度の子育て世帯及び非課税世帯に対する給付に要する必要経費予算につきましては、本来でありましたら、議会において予算案を提出しまして議決をいただく必要がありますけれども、準備が整い次第、専決処分により予算の補正をさせていただき、1日も早い給付となるよう準備をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）についての概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ただいまの説明について、臨時特別給付金（仮称）なんですけれども、皆さん、委員の意見を伺いたいと思います。質問等意見のある方、挙手をして、指名を受けてから発言してください。

西澤委員

2ページの子育て世帯の臨時特別給付金で、残りの5万円の話なんですけれども。これは、5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うというのは、このクーポンというのは、国が発行するクーポンになるって考えていいんですか。他に自治体へ現金給付もできるというふうになってるんですけど、このクーポンというのはいわゆる国が発行するクーポンと考えていいんですか。どうなんですか。

村上保健福祉課長

そちらの5万円のクーポンを基本とした給付につきましては、今のところ、国が発行するクーポンなのか、各地方自治体で発行するものなのかというような、情報というものは来ていない状況にあります。

ただ、一律のクーポン発行というところで、今現在言われている事務費の経費ですとかっていうところを見た時に、各自治体が発行するのではないかなというような予想はしておりますけれども、もし、各自治体でクーポンを用意しなければならないということになります

と事務準備。また、発行して以降の処理の方法ですとかっていうところも含めて、考えていかなければならないかなというふうには考えておりますので、今後、国から正式に通知があるかと思えますけれども、各地方自治体のほうで準備をするものということになりますと、現在、商工会で発行している商品券というような対応が1番、迅速な対応ができるのかなというふうに思っておりますけれども、商工会のほうとも、まだ相談もしておりませんので。

まして、今5万円の給付で、経費が1,800万程度という形になっております。1世帯5万円で。クーポン額も相当額も同じく5万円ということになりますので、その商工会が発行する500円の商品券を使用するということになったとしましても、1,800万円分の商品券を用意しなければならないということにもなりますので、そこの辺も含めて、現実的なのか、どうなのかっていうところもありますので、ちょっとご意見をいただければなというふうに思っているところです。

西澤委員

私もまだ意見固まってませんけれども、今、最初の5万円を年内早々に支給するっていう、残りをどうするかっていう話なので、確かにいただけるところは現金給付のほうが喜ばれるっていうのは、もう明らかなのかなというふうには思いますし、先ほど言った1千万を超える商品券を発行するっていうのもなかなかとは思いつつ、それが町内の消費に回るっていうふうに考えると、それも否定は出来ないかなというところではあるので、意見はまとまっていませんが、考えられることは一応言っておきます。

斎賀委員長

ほかに委員、意見ありませんか。

高橋秀之委員

今の続きなんですけど、これ地方自治体の事情に応じて現金給付可能となってんですけど、この事情というのは、要するに支給を受ける人方が、クーポンより現金がいいですよっていうそういう事情も当てはまるのか、こういう事情では駄目で、こういう事情だったらいいですよっていうものは、何かあるのかないのかちょっと聞きたいんですけど。

村上保健福祉課長

そちらにつきましても、細かな詳細については、まだ国から示されていないという状況です。地方自治体の実情っていうところが具体的にどんなことなのかというところの部分については、私どもの方へも未だちょっと判明していない、不明な状態だということではありますけれども、予想といいますか、地域消費に繋がるようにですとか、あとはこの地域経済対策での給付が以前は貯蓄に回っているというような状況もあって、地域消費に回るような形でというようなことで、ここにも書いてありますけれども、春の卒業や入学や新学期に向けての子育てに係る商品やそのサービスに利用できるクーポンというような国は想定していますので、こういう目的でクーポンを発行して、果たして地域で使えるかどうかというところも含めた中での実情というふうなことを言っているのではないかと、というようなことには思っておりますけれども、不確定な情報、想像の範囲での回答になってしまって申し訳ございませんけれども、そういうようなことで考えているところです。

斎賀委員長

ほかに。

佐藤委員

高橋委員からも言われたように、まず一つこれ、今日ここで現金とクーポンするかってことは決めてしまわなきゃならないんですか。

例えば、現金も今、委員が言ったように可能だと。例えば、取りあえず年内に5万円は支給して、年を超えてからまたクーポンにするのか、5万円にするのか。我々がここで決めて、住民の中なんだこんな全部こういうただし書もあるんなら、全部現金欲しいってことも無きにしも非ずかなど。

今、課長言ったようにここに新学期に向けて、例えばこういうものって、確かにここで実情的に合うのか合わないのかってこともあるだろうし、貰えるんなら現金のほうが1番いいのかもしれないだろうし、そこのところのこれ今日はここで決めたら、5万円とクーポンだっことで、もうこれで決定になるんですか。

村上保健福祉課長

まだ国のほうから詳細が示されておりませんので、この場で決定をするということは難しいかなというふうには思っております。

今、国から来ている情報の中で、基本はクーポン給付だと。ただし、地域の実状によって現金給付も可能とするというような記載もあったことから、今現在この情報の少ない中ではございますけれども、委員の皆さんからの考えと伺いますか、意見をお聞きしておきたいなというふうに考えたところです。

また、専決処分で予算化をさせていただきたいというような、今回お願いもしているところから、予算の議論がされないまま、現金での給付予算になって給付をするだとか、クーポンの予算になるだとかっていうところに、なってしまうかなというふうにも思いますので、ある程度の方向は決められたほうがいいのかというふうには感じておりますけれども、ここで決定をしなければならぬというようなことではございません。

佐藤委員

ある程度の方向性は、今日決めてしまわなきゃならぬということでもない。今言ったように流動的な部分もかなりあるんでしょうけど、一般論としては、今課長言ったように、確かに、前回は貯蓄に回った分は、それはそれぞれの個々の考え方であって、今後のために貯蓄していく人もいるだろうし、いやいや、取りあえず10万もらって助かったって人も当然出てくるだろうし、それは所得の関係に応じて様々だろうけど。今言ったように、このただし書が付いてるもんだから、ここにね。だから、後の皆さんどう考えるか別として、ある程度の方向付けっていうのは、必要なかなと思ってちょっと質問してみたんですけど。

斎賀委員長

他の委員さん、何かこれについて意見ありますか。

佐藤委員

5万円というクーポンももらう、これは期日限定で何だかんだ使ってしまうんきゃならぬということになるから、当然でしょう、これはね。当然のものになってしまう。中には必要でなくても、この5万円で。他にまさか食事の食べる物買うわけにいけない。あくまでも、こういう商工会でどういう形で出すのか別として、あらゆるものに使ってもいいなんてことになるのか。そこら辺の所は課長、どういうふうな限定っていうか。課長の考え方としては、どういうものにクーポン券を使っていいんだと、そういう制約が何か付くのかな。そこら辺がちょっと。

村上保健福祉課長

クーポンの形態にもよるとは思いますけれども、まだ詳細が示されていないので、何とも言えないところはありますけれども、この後、国が子育てに向けた商品やサービス限定でクーポンを発行してくださいということになりますと、目的が定めた中での、発行を改めて別なものを発行しなければならないかなというふうには、感じておりますけれども、地域の今現在の商工会が発行している商品券もクーポンの一つとして、利用することも可能であるということになりますと、そちらを利用させていただきましますと、地域の商工会に加盟する商店等、飲食店も含めまして、そちらで利用できる商品券という形になりますので、目的が限定されるということではないというふうな形になろうかと思えます。

また有効期限につきましては、こういうものについてはクーポン発行等につきましては、明らかに有効期限が無いものとなると、ずっと続いてしまいますので、有効期限はいつまでについていうことでの使用期限は付けての発行という形になろうかというふうに思います。

佐藤委員

くどいですけど課長、いずれにしても国がこういうある程度制約をつけてきたときに、これとこういうこういうものですよと、ここに書いてあるもの。まだ幅は広いだろうけど、こういうものに限定されたときには、それをこの町は変えて商工会に、幌延町の実情に合う、今言ったように関連した商工会がいろんなものに限定したものに換えることができるのか出来ないのか、そうなった時に。そこら辺はどうなのかなと思って今。まだ限定的なんですよけど。

村上保健福祉課長

そうですね。詳細についてはまだ示されておられませんので、どういう形でできるかというところについては、ここに書かれているもの以外については情報がありませんので、お答え出来ず申し訳ないですけども、現金給付とすることが可能だというような表記があるということで、そのクーポンでやる場合については、どんな形でというところまで詳しい情報がありませんので、申し訳ございませんが、そういうような回答でしか出来ないということです。

齋賀委員長

委員の皆さんほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

どのような私たち、まちづくり常任委員会としてのクーポンがいいのか、現金給付がいいのかというこの方向付けのために、課に提出する意見としては、どちらにしたほうがよろしいですか。

西澤委員

今、課長からも再三話があるように、国の方針がですね、詳細がまだ届いてないということなので、もしその国の詳細が届いたらですね、委員会のほうにも、その詳細をお知らせいただいてからの委員会としてのこういう方向でという意見でも、遅いですが、大丈夫ですか。

齋賀委員長

専決処分したいんじゃない。

西澤委員

専決処分の部分は別に問題ない。あ、専決処分の話ですか。

齋賀委員長

いやいや、どっちにするかってことなんだけど、事が先に向かっていきたいから、今大体こっちのほうを向いたほうがいいんじゃないかという意見を求めたんです。

西澤委員

専決処分の話は全然専決処分だし、クーポンの話は。

斎賀委員長

西澤さんいいです、ちょっと待ってて。

藤井総務財政課長

すいません、専決処分の関係でございますけども、先ほど議運でもちょっと軽く触れたんですが、12月補正については10日招集開会ということで、議決を得ると12月10日に補正予算が確定されます。

その後に専決処分ということになると、10日金曜日ですから、最短でも月曜日に専決処分ということをやらないと、多分これからの案内ですとか、クーポンを発行するに当たっても、どんどんどん後ろにずれ込むということになると、やっぱり13とか14に専決処分して、すぐに予算執行の形が出来なければいけないと。つまり10日までの間に、ある程度の方向性が決められていればというか、その専決処分の予算書を作るのもやっぱり1日では出来ないので、2日前とかに確定すると、事務の事務上スムーズに行くのかなということだけお伝えをしておきます。

西澤委員

すいません。理解不足で申し訳ありませんでした。

その専決処分というのは、10万円全てに対する専決処分というようなことですか。私は5万円だと思っていたので、残りの5万円をクーポンにするか現金かにするには、国からのもうちょっと詳細な情報を待ってからでもいいですかという話だったんですけど。その辺、もう一度整理して教えてください。

斎賀委員長

村上課長どうですか。それで、間に合わないですよ。全部だよ。

藤井総務財政課長

予備費でやるのはシステムだけでっていう。村上課長も最初、冒頭したと思うんですが、そこは。そのために全体的な専決処分っていうのは10万円ですね。

西澤委員長

ということは、分けては考えられないので。

ちょっと休憩していいですか。

斎賀委員長

ここで休憩をとります。

(14時36分 休 憩)

(14時45分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

佐藤委員

いずれにどっちにしてもやっぱりこう異論も出るし、住民の皆さんに満足のいくようなことにはならないと思います。

いずれしてもここである程度決めてしまわなきゃならないんでね。ある程度腹をくくってここで決めていかないと、今言ったように、商品券、クーポン券と言っても商工会や町のまた、職員のとてつもない事務量、労役も係るわけだから、私としては、あとは貰った人の判断で、貯蓄に回そうが何に回そうが、それはもうそこまで国も、我々も決めれるわけでもないし、個々に任せていくしかないわけだから、例えば入学なんて親から鞆貰う人もいるだろうし、様々だろうからね。それは現金給付でここに書いてある、これがまた町民に、何だ現金給付も可能なんてあったんじゃないかとなると、またこれはどっちにしたって文句が出ると思いますんで、私はだからもう、後の事務手続もろもろ考えたときには、現金給付ですばった方がいいのかなと思います。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、まちづくり常任委員会の委員の総意としましては、この幌延町の事情に応じて、現金給付も可能ということがあるならば、そちらの方向に向かって、ちょっと努力していただきたいということを、委員会意見としたいと思います。

無量谷委員

ちょっと聞きたいんだけどこれ2回に分けてこれ出すのかい、1回で出すのかい、これ。

斎賀委員長

2回だ。

このほか、ありますか。

村上保健福祉課長

ただいまの常任委員会の意見としまして、現金給付にしたらいんじゃないかというようなご意見をいただきましたので、この後町のほうで、国の情報も注視しながら決定をさせていただきたいというふうに思っております。情報等がまた入りましたら、委員の皆様にも提供してまいりたいと思います。

最後に3ページの予算額につきましてですけれども、こちらの予算額につきましては、年内の5万円給付の部分での予算という形で記載されておりますことから、残りの5万円分についても、現金給付でというような形での話になりますと、補助金で単純に倍ですよ。

システム導入につきましては、1回での導入したものをそのまま使えるというふうに思いますので、事務費への委託料の部分以外につきましては、郵送料だとか、口座振替の手数料につきましては、同じようにかかってくるかなと思いますので、それ以外の部分については、2倍の金額で予算のほう準備をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

斎賀委員長

それでは以上をもちまして、3番目の令和3年度子育て世帯の臨時特別給付金についてはこれで閉じたいと思います。

ここで、ちょっと休憩をとりたいと思います。

(14時49分 休憩)

(15時00分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

続きまして保健福祉課所管、介護保険事業の複数年にわたる未処理事務事案についてであります。

村上保健福祉課長

介護保険事業の複数年に渡る未処理一部事案について、事後の処理が完了し、当該職員に対する処分などが決定しましたので、始めに私からご手元に配付させていただいております資料を用いまして、事案3件の発生経緯と、事後の処理などについてご報告をさせていただきますと思います。

資料の1ページをお開き願います。

一つ目の事案につきましては、介護保険事業における高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の未支給についてです。

本事案の対象年度、対象者数、対象総額につきましては、資料に記載のとおりです。

経過といたしましては、本年5月上旬に死亡による口座凍結が原因で、一度戻入している給付について、再度の支出処理が行われていないと思われるため確認するよう、上司から担当者へ指示をいたしました。

調査の結果、申請書などの必要書類の提出勧奨や、調査を実施せず放置し、未処理となっている事案などが確認されました。

事後の処理につきましては、対象者に対し、担当者から謝罪するとともに、必要書類の提出を依頼し、全件口座振込により9月16日に給付が完了しております。

本事務処理は、月次処理として、介護保険事務処理システムで対象者を抽出し、抽出された対象者に対し、償還払い給付額を指定口座に送金するものですが、新規対象者には、給付申請書の提出勧奨を行い、給付申請とともに、給付を受ける口座を指定していただく必要があります。

申請書未提出の対象者については、翌月以降の支給対象者として、引き続き申請書の提出勧奨をすべきところを担当者が失念し、以降の支給処理時の未支給者確認を怠り、支給対象者から外れてしまったものと思われまます。

介護保険事務処理システムで抽出された対象者に対する給付の管理は、システム外で担当者が行っており、名簿整理などがされていなかったことや、事務処理システムでは支給完了者となっていたことなどから、他の職員が容易に把握することが困難な状況にありました。

また、本事案確認から、9月の完了まで4ヵ月以上の期間を要しておりますが、上司から担当者へ調査結果報告書を早急に作成するよう、何度も繰り返し指示してきましたが、一向に作成されず、書面の報告が8月中旬となったことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の事案は、介護保険料過誤納還付金の未処理についてです。

本事案の対象年度対象者数、対象総額につきましては資料に記載のとおりです。

経過といたしましては、本年6月上旬、過年度分介護保険料還付金について、翌年度に繰越した還付処理がなされていないと思われるため、確認するよう上司から担当者へ指示いたしました。

調査の結果、当該年度内での還付処理が完了出来なかった保険料を翌年度に還付するため、雑入として決算処理した後、処理がなされなかった本事案が確認されております。

事務の処理につきましては、対象者に対し、担当者から謝罪するとともに、必要書類の提出を依頼し、順次支出処理を行い、9月16日、10月8日、10月28日の3回で全件の還付を完了しております。

保険料の過誤納が発生した際には、月次などの定期処理を行うよう、上司から担当者へ指示しておりましたが、定期処理が行われないうちに、翌年度への繰越となっております。翌年度以降も引き続き、必要書類の提出勧奨をすべきところを担当者が失念し、以降の還付処理時に未還付者の確認を怠り、要還付者から漏れてしまったものと思われま

す。翌年度還付対象者については、独自の名簿管理が必要となりますが、担当者が未作成であったことなどから、他の職員が容易に把握することは困難な状況にありました。

また、本事案確認から9月の完了まで4ヵ月以上の期間を要しておりますが、こちらにつきましても、事案1と同様の理由によるものでございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の事案につきましては、今年度分介護保険料納入通知書の未発送等について、こちら2件があります。

1件目につきましては、介護保険料納付通知書などの未発送で、対象件数は資料に記載のとおりです。

経過といたしましては、今年度の介護保険料当初賦課分の保険料納付通知書などを、普通徴収を令和3年6月14日付、特別徴収を令和3年6月28日付で発送することとし、起案、決裁処理完了させ、担当者ほか2名で発送するまでの準備を行い、その後、担当者1人が書庫に書類を保管した後、担当者がその後、発送することを失念していたというものでございます。

上司が、7月以降も普通徴収の納付がほとんどされていないことを不審に思い、発送について、担当者に口頭で確認しましたが、担当者からは、間違いなく発送している旨の回答がありました。

8月ごろには、被保険者1名から納付書が届いていないと思うとの連絡が入り、上司から担当者に確認したところ、手渡ししようと考え、鞆に入れていたまま失念をしていたとのことで、未発送の封書を鞆の中から発見し、早急に届け、お詫びするよう上司から担当者へ指示いたしました。同時に、他の納付書も送付されていない可能性を考え、上司から担当者へ確認するよう指示もしております。

その後、令和3年9月1日に上司が保健福祉課書庫にて、段ボールに入った特別徴収対象者宛の納入通知書が入った封筒を発見し、福祉グループ全職員でその発見しました書類の内容確認等を行い、翌日に発送をしております。

同日、上司が普通徴収の納入通知書についても、未発送の可能性があると考え、再度担当者に口頭で確認しましたが、特別徴収については、封入から発送までの期間があったため失念していたが、普通徴収については即時発送であったため、間違いなく発送している旨の回答でありました。

数日後、ご担当者から被保険者1名から納付書がない旨の連絡を受けたと上司に報告があったことから、上司が担当者と共に書庫を再調査し、その結果、段ボールの奥に普通徴収対象者宛の納入通知書が入った封筒を発見したというところ

賦課徴収処理が済んでおり、数名から納付もされていることなどから、通知月日や納入期限などの変更が困難であり、対象者全員に戸別訪問による謝罪と事情説明を行った上で、年度内の納付をお願いしてくるよう、上司から担当者へ指示し、9月末日までに全件訪問が完了しているところです。

本件につきましては、発送までの準備については数名で確認しながら行っておりましたが、保管を1人、担当者1名で行ったことに加え、担当者が発送したと思い込み、再度の確認を怠ったこと、上司から何度か確認指示があった際にも、再調査することなく、発送済みの回答をしていることが要因と考えております。

次のページをお開き願います。

2件目は、介護保険料口座振替依頼の未実施案件で、対象件数は資料に記載のとおりです。経過といたしましては、令和3年8月に稚内信用金庫幌延支店の職員から、今年度介護保険料だけ口座振替依頼が来ていないが、対象者がいないのかと出納係に確認があったとの報告を受け、上司が担当者に確認し、6月分以降の口座振替依頼を失念していたことを確認したことから、口座振替希望申込み者に対し、戸別訪問による謝罪と事情説明を行った上で、今後の納付方法について希望を確認してくるよう、上司から担当者へ指示いたしました。

対象者全員が、9月の口座振替時に6月から8月分の保険料も合わせての口座振替を希望とのことであったため、9月22日に口座振替の依頼をし、9月30日に6月から9月分の全額を振替納付していただいたところであります。

本件につきましては、担当者において月次処理が必要な事務として失念していたことに加えまして、定期的な収納確認を怠っていたことにより、担当者自身でも気づくことが出来なかったことが要因と考えております。

この度発生いたしました3つの未処理事案、事務事案の発生を受けまして、保健福祉課内の再発防止策としましては、これまで各事務の主担当を各1名配置し、それ以外のグループ職員につきましては、副担当として、窓口対応を中心に、即時対応が必要となる知識を持って対応をするようにしておりましたが、各業務の細部までチェックが可能な職員は、主担当者以外にはいない状況であったということがこの度判明いたしましたので、本年10月1日以降、最低2名以上の職員が細部まで制度理解し、他職員の事務処理をチェックし合える体制の構築を目指し、一部主担当者の変更を行っております。

また、課配属職員を信頼し、業務を任せておりますことから、指示や確認事項の報告などは、口頭のみで完了させていた部分がありますが、この度の事案が発生して以降は、軽微な事項でありましても、確認ができる書類などをもって報告するようにしたところでございます。

この度は、複数年に渡る未処理事務事案や今年度の通知書の未発送など、事案が多数発生したことで、町議会並びに町民の皆様の信頼を損ね、多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたことを心からお詫び申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

繰り返しこのような事案を発生させないよう、町民の皆様の信頼回復に向け、再発防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。事案の発生の経緯と事後の処理についてのご報告とさせていただきます。

岩川副町長

私のほうから、今回の事案に関しましてですね、不適正な事務処理における懲戒処分等が決定したことで、その概要についてご報告をいたします。

担当者につきましては、複数年に渡る不適正な事務並びに、多くの町民の方にご迷惑をおかけしたということで、町に対する町民の信頼を大きく損ねたということで、今回は減給10%1ヵ月の懲戒処分ということで11月29日に本日ですね、決定し、この後、町長のほうから懲戒処分書も交付する予定でございます。

その上司につきましては、指揮監督の不適正ということで、指導上の措置ということで、嚴重注意を町長のほうから与えるという形で、処分という形にしたいと思っております。

斎賀委員長

それでは、ただいまの介護保険事業の複数年にわたる未処理事務事案について、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

高橋秀之委員

一つ聞きたいんですけど、事案3なんですけど。これ確かに、9月末に振り込み用紙っていうか通知書持って担当職員っていうか、謝罪に来たんですけど。その中の封筒を開いてみると、6月に出された日付そのまま、他のものは何も他に入っていない。

普通だったら、要するに6月から払うものを9月末に来て払うのに、その払い方とかどういいう払い方をすればいいのか。そういうことも何も言わないで、その書類の中にも何も入っていない。それで、皆さん納得して払ったから、この報告書を見ればいいのかと思うんだけど、何か誠意足んないんじゃないかなと私は思ったんですよね。

一切、それ持ってきたに謝罪はしたけど、こういう払い方をしてくださいとか、何もそういうことは一言も言わないで置いていってるんで。そして中身見たら、中に謝罪の文とかその支払いの方法って記載したものが入ってるのかなと思ったたら、6月に作成されたまんまで何も入っていないと。ちょっとこれ不親切じゃないかなと思ったんですけど。

その辺は、謝罪に歩いた職員に対して、どういう謝罪の仕方をしなさいとか、何か指導っていうか、したんですか。

村上保健福祉課長

この事案が確認した際に、早急に対応する必要があるということで、担当者と中身の確認と謝罪の内容。後は事案事項、どうしてこのような事項になったかというようなところ。後は日付がどうして、こういう日付でなければならないかというところ。あとは納付については、どういいうような納付をしてほしいということ。こちらについて十分説明をした上で、謝罪をしてくるようにということで指示をした上で、担当者に謝罪に出向かせたというところで、戻ってきた後についても、私のほうでどのような説明をして、どういいうようなことを、対象者の方から言われたかというようなことで、聞き取りをして、納得と言いますか、事情がわかったということで、年内の納付を約束していただいたというふうな報告を受けているところであります。

高橋秀之委員

そう聞いてるんならあれですけど、私の所にも来たんですけど、年内に納付してくださいとか、そういうことは一切言っていないし、「遅れてすみません」って言って謝っただけだったような気がするんですよね。

俺はたまたまいて、その話直接受けて、「いや、この頃職員のそういうミスって多いですよね」って言ったのを覚えてますけど。多分、中に振り込みの仕方とかいろんな物が入ってるのかなと思ったら、開けたら6月に来るその文書そのままだったんで、これはちょっと不親切じゃないかなあと。

皆払える人は3ヵ月、4ヵ月の分まとめて払ったり、その時全部6ヵ月分のやつ全部払ってる人もいるかもしれないけど、もうちょっと丁寧に説明してほしいかなと思うんだけど、ほかの人が文句言わないんなら、私だけかもしれないんで、いいんだけど。もうちょっとその説明の仕方っていうものがあつたんじゃないかなって思います。その辺ちょっと、これから無いのはあたり前なんで、注意していただければと思います。

村上保健福祉課長

私のほうから、担当者への聞き取りの仕方も悪かったのかもしれませんが、そういうような報告を受けて、担当者を信頼し、十分な説明を行ってきたんだというようなことで思っておりましたけれども、今のお話を伺いまして、再度確認させていただきまして、今後のこういうようなケースはないことを、今、二度と起こさないような形でという形ではありますけれども、それ以外についても、十分住民皆様への説明等につきましては、細かな説明、わかりやすい説明を、今後心掛けていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

西澤委員

今、高橋秀之委員からの意見を聞いて、ちょっと思うところがあるんですけど、この担当者1名がこの事案に関わっている、担当者1名が同一人物であるということで、まず確認したいんですが、それはいいですか。

村上保健福祉課長

本事案の担当につきましては、介護保険主担当である1名ということであります。

西澤委員

高橋秀之委員の事案の3、私もこれあまりよく知らないのですが、今の事案3の質問意見の中で出てきたところから、また追加で質問しますけれども、同一人物がこの事案全てを起こしたということで、その事案3だけ見ていると、上司に嘘の回答をしているところから、謝罪と事情説明をこの担当者1人で行かせたんですか。そこも確認したいです。

村上保健福祉課長

このこちらの謝罪、事情説明等については、担当者1名で訪問をさせました。

そこにつきましては、担当者がこの事案3の発見前に、事案1、2もあつたというところで、またミスを繰り返してしまったというような思い等もあつて、上司と共に行動するというようなところを含めて考えたときに、精神的な重圧を感じて、その後の仕事にも影響を与える可能性があるというようなことから、本人との面談の中で、反省の部分も多く見られ、その後、自分自身での謝罪も、十分してくるというようなことでの面談での話もあつたというところも踏まえて、今回まずは担当者1人で訪問させたというところで決定をさせていただきまして、担当者1名主担当のほうでの謝罪ということで、実施したというところなんです。

西澤委員

こういうときの対応の仕方って何か正しいかっていうの、私もちょっと勉強はしていませんけれども。この今、課長がおっしゃったようなこの流れ、全部が今年の5月下旬、6月

上旬、これが9月っていうようなところで、本人も深く反省していて上司と行動することがまた精神的に追い詰めるような形になるんじゃないかっていうところは、面談でそのようなことを感じたということであれば、逆に私はこの担当者を謝罪に行かすのではなくて、担当課として、やっぱり上司が謝罪に行って、事情を説明して、謝罪に行かすっていうのも一つの方法だったかなというふうに思います。

これは結果なのであれですけども、高橋秀之委員のその担当者の対応の話を聞くと、課長に説明していたことと丸つきり違うので、そういうふうなことであれば、担当者がミスをしたので、私はその謝罪しますって言って、その謝罪先に行ったはずが、何だあの対応はっていう話になっているので、結果。今後こういうような事案があったときに、本人の精神的な状況を見ながら、何がベストかっていうのは、今後考えていったほうがいいかなというふうに思います。

意見としてだけ。答弁は要らないです。

斎賀委員長

他に、委員。

無量谷委員

僕が感じたところが、ある程度本人が謝罪するのは当然かもしれませんが、やはりこれ本人がなかなか認められないっていう部分もあると思うんで、高橋秀之さんも言うように、ある程度書面的にちゃんと訂正文というか、そういう謝罪文を持って本人に行かすなら、100%該当者に事情が伝わるんでないかなっていう感じはしたんですけど。やっぱり担当者が行って説明するんだったら、100%本人が説明出来ない部分が多分にあると思うんですよ。だからこういうものはある程度書面で、詫び状みたいな形で渡すっていうのが基本でないかなと。

それと何故、今まで幌延の中でも、グループ制を取ってるはずなんだけど、1人がそういうような、こういう部分で、非常にグループ制が欠けてるんじゃないのかなと思うんですよ。

ただ、こういうものはやはり個人情報の部分がかかり入ってくるんで、それがグループ制が本当にいいのか悪いのかって、今、結論出せないかもしれないですけども、やっぱりグループ制と担当、主任、あるいはそれらの取扱い方も、これから勉強するべきでないのかなと。見直すべきでないかっていう感じはしたんですけど、その辺どうなんでしょう。

村上保健福祉課長

結果の話になってしまい申し訳ないんですけども、私どもとしましては謝罪等について十分行われたということでの、報告の担当者を信じておりましたが、今回このようなことがお話がありましたので、今後無いようにということでの前段でお話ししましたけれども、このことに限らず、謝罪や説明が必要な場合については、書面等を使いながら、十分説明ができるような形で対応をさせていただきたいというふうに思います。

またグループ制の話ですけども、福祉グループの部分でしか私お話は出来ませんが、人事異動等での入替というところで、十分、福祉の制度を全て把握した上でチェック体制を整えていくというのは、やはり制度を理解していくにも、専門職でもないところから、なかなか難しい現状ではありますけれども、そこを極力、制度の勉強を職員の中でしてもらって、チェック体制を取れるようにということで、主担当業務を変えることによって、知識の向上

というところも含めてですね、10月からやってみようということで進めているところでありますので、ご理解いただければというふうに思います。

齋賀委員長

ほかに。

佐藤委員

今、課長から議員さんから、今回の件についての対応についてのもの、いろいろ出ましましたですけど、私も及ばずながら、ある程度年数こういう立場で仕事をしてきて、こういう事例があったときは、やはり今更どうのこのじゃないですけど、やはり担当者を行かせる自体がやはり、私はどうなのかなと。全てのミスはやはり上司にあると。これは自分もそうですけど、これ部下に説明させたって、都合のいいことしか言わないし、必ず自分もそうですけど、全ての責任は上司にあると。謝罪も全部これ自分がやってきたんですけど、当人にやらしてもやはり都合の悪いことは言わないし、やはり冷静な判断は、やっぱり課長が着いて行って、担当者を連れていくかは別として、別な担当者でもいいから連れてって、冷静の判断でこうこうで、こういうことでミスが起きたと、誠に申し訳ございません。次にについてはここをこうして処理さしてもらおうと、そういうもので私は十分誠意が通じるんじゃないかなと。どうしても担当者1人でやると、やはり引け目も感じて、頭からミスしたということがもう頭から離れんわけですから、それを1人でやってもね、なかなかやはりこう、うまい具合に嫌なことは言いづらんだろうし、十分に納得出来たのか。そこら辺もやはり、あるのかなと思いますんで。

それと当然、どの部署も同じです。当たり前でしょうけど、この担当については毎月この書類が出さなきゃ駄目なんだと。この仕事が決裁していかなきゃならんぞっていうものが必ずあるわけだから、それはやはり課長が把握して、佐藤の部署は毎月これとこれと決裁と提出して決裁しなきゃならんものは必ずあるわけだから、それはやはり課長のほうで、やはり担当者に佐藤なら、毎月どれとどれと何があるんだと。そういうものをきちっと書類で出して、そして月末なのか月初めにちゃんと処理したのかしないのか。それで決裁の判を押すか何かしていけば、ある程度過ぎるのかなと、自分のそうやってきたんですけど。そこら辺の任せっきりしてしまって、やってんだかやってないんだかってことなるものを一つの原因なのかなと。そこら辺のところチェック体制っていうのをある程度やればね、今言ったように、そのグループ制も何もない、担当者にきちっとそういう書類を作成させて、それが課長が毎月決裁して、ちゃんと手続して終わったなど、そうやって判押してやっていけば、こういうことはないのかなと。まして、人員が少ないば少ないほど、そういうものをやっていけばいいんじゃないかと。

それと余談でありますけど、こないだ課長とも、いろいろ総務課長と話をしたけど、人員も足りない。何回も言うけど、やはり課長も大変だと思います。うちの課も悪いところはやはり主幹もいない、いないところもあると。私はやはりその課、担当者が全部そろっての一つのシステムだと思います。これが欠けてるものがあったりすると、全て課長に来る。課長もこれも忙しくなってくると、やはり結局こういうことも起きてくる。やはり置くべきものを置く。補佐なら補佐、なぜ補佐がないのかなと思って、自分も議員やってみて、随分幌延町はそういう課があると。だから、それもちよっと掘り下げても喋ったらこれキリがなくなりますけどね。だからそこら辺のところシステムをきちっとして、係長がおって、補佐が

おってみて、そして課長まで書類を届くと、そして課長はきちっと見て、ある程度やればね、そんなにミスってというのはないんだけど。やはりそこら辺のどこ、やはり事務も事務量も多くなる、繁雑になってくる。専門職になってくる。なかなかやっぱりこういうのも、起きてくるのかなと思いますんでね。そこら辺どこ、ミスはミスとして、これはまたこれで処理して、この次無いようにしていけばいいんでしょうけど、そこんとこひとつ今、課長に書いているように、間違いなく書類でやると。その辺のところ徹底してもらえればね、もう二度とないようにしていただければそれでいいのかなと思いますんで。余談ながら、その話をさせていただきます。

岩川副町長

ただいま佐藤委員のほうからも組織に関するご指摘もいただきました。

確かに、先ほど無量谷委員のお話にもありますように、グループ制の検証ということもありますけども、ちょっと年齢構成上のギャップとかもありましてですね、なかなか主幹が置けないグループも今あるんですけども、先ほど佐藤委員言われたように、やっぱり課長がいて、主幹がいて、係長がいて、係がいるという組織としての在り方というものを再度ですね、考えた上でですね、今後、組織構成については、配慮していけるよう努力してまいりたいなというふうに考えてございます。

齋賀委員長

では、この件はこの程度で閉じてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは3、その他。

無量谷委員

冬の季節になってきたんですけども、一応、町民から言われたので。老人のひとり暮らししてる中の排雪の問題なんですけど、排雪は親族が町内に住んでいれば、老人の排雪は担当外っていうか、一応除雪の対象にならないって何か町民のあるんですけども、なかなか子どもがいても、1人子どもで、なかなか会社にも行かんきゃならん時間帯に除雪しなきゃならんとなれば、とても親の除雪まで出来ないって言われて、それを何とか町内に子どもがいるから除雪対象にはならないような、配慮が出来ないものかなって感じで。その辺、老人そのものも除雪出来ないというふうな状況なんですけども。その辺、今後見直しっていうか、そういうものも考えていくべきでないのかなって感じがするんですけど。

暮らし良い老人っていう感じを町民に残すためには。担当になるかなというふうな気がするんですけども。町長の判断もらったほうがいいのか。

村上保健福祉課長

ただいまの高齢者等の除雪の問題ですけれども、そのような声は、今の制度で同一地域に協力可能な親族がいる場合については対象外というようなことで、線引きをさせていただいております。

こちらにつきましては、除雪が可能な委託で行っているんですけども、町内で対応可能な件数というところも含めて考えたときに、どこで線を切るかっていうところの問題もあろうかと思えます。

間口を広げると、それだけ対応する件数も増えてくると、人手もそれだけ必要になってくるというところで、極力自助という形で、身内、親族等が行っていただける方がいるのであ

れば、そちらで対応していただきたいと。どうしても親族等で対応出来ない方については、町で審査をさせていただきまして、福祉の要素として、除雪サービスを提供させていただくというようなことで、今現在実施しているところです。

その制度の在り方につきましては、除雪サービスだけではなく、その他の福祉サービスの部分についても含めて、どんな形で実施、変更していけばいいのかということも含めてですね、検討を担当課のほうでもいろいろと考えながら実施の方で考えてはいるんですけども、なかなか妙案が見つからない状況で、進んでいるところであります。

除雪につきましても、大変な所は十分わかってはいるんですけども、今現在対応可能な世帯数についても、もうこれ以上増えていくと、なかなか今の受託先でも手が回らないというようなことも言われておりますので、そういうところも含めて、再度ですね、早急に検討も進めていきたいなというふうには考えているところです。

無量谷委員

幌延にも結構な老人がひとり暮らしている、生活しているんですけども、そういう増えるのは幌延町としてはいいことではないかと。やはりこの除雪だとか、病院に通うために、ほかの町村に娘、あるいは近い所に移転しちゃうっていうような部分があるんで。ある程度そこら辺も考慮しながら、老人を幌延町に留めるっていうのも、そういう対策も多少なりと経費はかかるかもしれませんが、老人を幌延町に置いとくっていうことは、その辺も、今までの流れから言っても、やはり親族がいても、なかなか会社勤めまだやってるよっていう段階で、なかなか自分の車を出すのでも精一杯なのに、とても親の所まで除雪出来ないっていう苦情聞いたんですけども、そういう部分を改良しないと、幌延町にはなかなか住みよい町って老人に感じないんじゃないのかなっていう部分で、町長の公約にもなってくるのかなっていう感じがするんです。やはり老人の住みよい町の幌延の一端の一つとして、見直すべきでないのかなって考えてます。

野々村町長

無量谷委員がおっしゃるとおり、本当に安心安全で住みよいまちづくりということが私のスローガンの一つであり、除雪対策ということで名目上打ってませんが、住みよいまちづくりのためにやっぱり必要な対策の一つだと思ってます。

ただ、今現状今年も含めてそうですけども、有料であっても除雪が手が回らない、オペレーターがいないということで、除雪を少しずつ出来ない箇所が最近増えてきてるんじゃないかなっていうところもあります。

最終的に、以前から私も議員時代からも、シルバー人材センターで、ちょこちょこっと近場の人がこうやってもらえるような形がとれないかっていうことではありますけども、そのマンパワー自体も、そういう活力のある人たち、また道具のある人っていうのはなかなか難しい話なんだろうと思ってます。

その辺をどのような組織を作りながらカバーしていくか。やっぱりこれ、オペレーターがいないとどうにもならない。小型の除雪機であってもオペレーターがいないと。誰でもかたでも運転できるという話ではないですから。特に今年あたりは、除雪を断られそうところが数多く、今まで有料でやってきたところも出てきたということを知ると、それぞれ今まで余力のあった、タイヤショベルを持っておられる方々にもしわ寄せが行く。なおさら今度は、そういう小さな所に向けていくことが少なくなっていくんだろうという現状が今見えてきて

いるということで、全体的にやっぱりこの人手不足マンパワーが、やっぱりどうしても何かの形で作っていかねばならない状況だと、私は考えてます。

こういうこと自体は大変いいことだと思いつながら、動くこと自体ではそれを動かす努力、パワーが必要だということで、その辺も今後、担当課とも相談をしながらどのような形をすれば、そういうお手伝いがしてもらえらる構成ができるのかも含めて、ずっと考えてますって何年も経ってますけども、考えてやっぱ考究していきたいと思つてますし、小型タイヤショベルがそれぞれ断られてきたところが、また自分たちで用意をしながら、それぞれ揃えてくる所もだんだん増えてきたというところもありますから、そういう余力をどのように使えるかとか、そういうのを含めて考えて解消していかねば、解消出来ないんじゃないかなということで、誰がいるからどうのとか、そんなことを過ぎて、除雪体制の中で有料化であっても、賃金を払うよと言つても、そこまで行けませんという、なんかこの近年なつてきてるということは切実だと思つてます。

断られそうだとつところも、今年あたりも何件かそういう話を聞いて、最終的にどうなるか、まだ決着はしてませんのでわかりませんが、そういう状況を考えると、なかなかオペレーター、その動力を充てにできるパワーが見つかること自体はなかなか難しいのかなという気はしてます。今までやっていただいた方々をツテにしても、少しずつそれがどのような形でやれるかというのは、もう少し内部のほうで考えていければと思つてます。

斎賀委員長

ほかに、その他。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして、第6回まちづくり常任委員会を閉じたいと思つます。

皆さんご苦労さまでした。

(15時45分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来